

農業農村整備事業における BIM/CIM 活用基本方針

1 目的

愛知県は、農業農村整備事業において受発注者の生産性向上及び技術力向上を図るため、BIM/CIM (Building / Construction Information Modeling, Management) の活用を推進する。

2 定義

BIM/CIM の活用とは、調査・測量・設計・施工・維持管理・営農等の各段階において、情報を充実させながら BIM/CIM モデルを連携・発展させ、併せて関係者間の情報共有を容易にし、一連のシステム全体の効率化・高度化を図ることである。

なお、BIM/CIM モデルとは、対象とする構造物等の形状を3次元で表現した「3次元モデル」と、構造物の部材等の名称、形状、寸法、物性及び物性値、数量、そのほか付与が可能な情報である「属性情報」、これらを補足する「参照資料」を組み合わせたものを指す。

3 方法

業務・工事ごとに発注者が BIM/CIM の活用目的を明確にしたうえで、受注者が BIM/CIM モデルを作成し、受発注者間で活用するものとする。

BIM/CIM モデルの作成にあたっては、活用目的に合った必要十分な程度の範囲・詳細度で作成することに留意する。

4 その他

BIM/CIM の活用にあたっては、別に定める試行要領及び農林水産省が定める基準等を適用する。

(参考文献)

農林水産省策定「国営土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガイドライン(案)第1編共通編」以下「NN ガイドライン」

NN ガイドライン

- 1.1.1 BIM/CIM の概念
- 1.1.2 BIM/CIM 活用の目的
- 2.1 BIM/CIM モデル

NN ガイドライン

- 2.4 BIM/CIM モデルの詳細度
- 3.1 発注者の責務・役割